明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務九一）　一
〔規　則〕
○国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（国家公安委一一）　八
○警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（同一二）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人科学技術振興機構入札、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第九十一号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月八日

総務大臣　山本　早苗

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十号、第十一号、第十四号から第十八号まで、第二十三号、第二十八号、第二十九号、第三十二号、第三十六号、第三十八号、第四十八号、第六十四号及び第六十五号」を「第九号、第十号、第十三号から第十五号まで、第十八号、第二十二号、第二十三号、第二十五号、第三十八号、第五十一号及び第五十二号」に改め、同号の表中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表第八号一中「第五条第一項の表第四十二号」を「第五条第一項の表第四十号」に改め、同号三中「第十二条第六項に」を「第十二条第五項に」に、「第十二条第六項の表都道府県の項第七号」を「第十二条第五項の表都道府県の項第八号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号を同表第八号とし、同表第十号二中「二七三円」を「二六一円」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十一号一の表第一号中「（ただし、精神病床（医療法第七条第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を有する場合であつて、一般病床等の数が百未満のときは、百から一般病床等の数を控除して得た数を上限として精神病床の数を加える。）」を削り、同表第三号中「一、四九八、〇〇〇円」を「一、六四八、〇〇〇円」に、「精神病床の数（第一号中欄のただし書において加えた精神病床の数を除く。）」を「精神病床（医療法第七条第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の数」に、「一、一五〇、〇〇〇円」を「一、二六五、〇〇〇円」に改め、同項第一号の表第十一号二中「一一、八一五、〇〇〇円」を「一〇、六三四、〇〇〇円」に改め、同号四の表第一号中「四、三〇三、〇〇〇円」を「三、八七二、〇〇〇円」に改め、同表第二号中「三、四四二、〇〇〇円」を「三、〇九八、〇〇〇円」に改め、同表第三号中「二、二七四、〇〇〇円」を「二、〇四七、〇〇〇円」に改め、同表第四号中「一、八一九、〇〇〇円」を「一、六三七、〇〇〇円」に改め、同項第一号の表第十一号五中「一、三二九、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改め、同号を同表第十号とし、同表中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十六号を削り、第十七号を第十四号とし、同表第十八号中「算定した額の合算額」の下に「に〇・五を乗じて得た額」を加え、同号一の表を次のように改める。

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	二七〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	一〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	一、四〇〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三五〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二八〇、〇〇〇円